

佐賀県告示第 170 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

平成 27 年 3 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Auto Repair」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「CRASH DLOP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「CRASH jUMP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「FaLL OUT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No. 1（販売名がファイナル香 No 1 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No. 2（販売名がファイナル香 No 2 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No. 3（販売名がファイナル香 No 3 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「GREEN BOMB」と表示のある製品であ

って、その内容物が植物片のもの

(9) 次の写真に示すとおり、被包に「MARS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(10) 次の写真に示すとおり、被包に「MESSAGE（販売名が MESSAGE Black であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(11) 次の写真に示すとおり、被包に「MESSAGE（販売名が MESSAGE Orange であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(12) 次の写真に示すとおり、被包に「PLUTO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(13) 次の写真に示すとおり、被包に「PREMIUM star」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(14) 次の写真に示すとおり、被包に「Purple 香 Spicy Girl」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(15) 次の写真に示すとおり、被包に「Red 香 Spicy Girl」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(16) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Green Insence（販売名が SpiRal Girl Green であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(17) 次の写真に示すとおり、被包に「SUNNY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(18) 次の写真に示すとおり、被包に「Sweet Frower」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(19) 次の写真に示すとおり、被包に「XXX 香 No. 1」と表示のある製品で

あって、その内容物が植物片のもの

(20) 次の写真に示すとおり、被包に「XXX 香 No. 2 (販売名がトリプルエックス香インセンスナンバーツーであるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(21) 次の写真に示すとおり、被包に「XXX 香 No. 3 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「極 (販売名が極であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS (販売名が CIRCUS Merry であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「Erika」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「First Class」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「Honey Rose」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「Julia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「LIZ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(29) 次の写真に示すとおり、被包に「Lovers night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(30) 次の写真に示すとおり、被包に「Maria」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「PEGAS SHARP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「PEGAS POWER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「PLANET」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「Sayaka」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexual Feeling Aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおりの被包の製品「(販売名が Sound Joker であるものを含む。)」であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおりの被包の製品「(販売名が Sound Joker red であるものを含む。)」であって、その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「BEAST RUSH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「FIRE IMPACT HOT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「FIRE IMPACT TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE SPLASH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SEXY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「AN-DROME-DA (販売名がアンドロメ

ダであるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(44) 次の写真に示すとおり、被包に「ageHa 2ND」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(45) 次の写真に示すとおり、被包に「CHAKRA GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(46) 次の写真に示すとおり、被包に「Erika AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(47) 次の写真に示すとおり、被包に「Eross KIWAMI 極（販売名がエロスであるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(48) 次の写真に示すとおり、被包に「Eross 淫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(49) 次の写真に示すとおり、被包に「Eross 乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(50) 次の写真に示すとおり、被包に「Excite FUCK 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(51) 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL FRIEND BLUE SHOES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(52) 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL FRIEND LOVE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(53) 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL FRIEND NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(54) 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL FRIEND RED SHOES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「Holiday LOVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「Jaguar」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「KONOHA AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「Moebius GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「Moebius PURPLE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「SATURN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「秋さちこ（販売名がさちこであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「神龍 BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (63) 次の写真に示すとおり、被包に「神龍 GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (64) 次の写真に示すとおり、被包に「めっちゃエロス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (65) 次の写真に示すとおり、被包に「めっちゃエロス」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの次の写真に示すとおり、被包に「Auto Repair」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- （「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉本部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため